

議員提出第2号議案

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県財政の厳しい状況等を鑑み、議長 20 パーセント、副議長及び議員 15 パーセントの減額について平成 24 年 3 月 31 日を終期に実施しているが、報酬額等の減額と併せ、引き続き、議長 10 パーセント、副議長及び議員 5 パーセントの議員報酬の特例減額を行うこととし、経過監視期間とされている平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間、減額の期限を延長することとした。

これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

改正後	改正前
(1) 減額の期間 平成 16 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日までの間	(1) 減額の期間 平成 16 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日までの間
(2) 減額率 議長 10 分 副議長及び議員 5 分	(2) 減額率 議長 20 分 副議長及び議員 15 分

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。